

栄原永遠男著

『奈良時代の写経と内裏』

若井敏明

二十世紀最高の実証史家福山敏男は既に一九三〇年代に正倉院文書の分析に着手していた。にもかかわらず、その後主に第一次文書の公文類が対象となつて写経所帳簿を用いた写経機構の解明が幾人かの先学を除けば余り盛んでなかつたのは、分析の困難さに加え、戦後歴史学の性格に由来するのも知れない。それが一九八〇年代に至つて写経所帳簿の研究が活発化し、正倉院文書の全体像や写経所の構造、写経事業の実態等が次第に明らかにされてきた。その研究をリードして来たのが本書の著者栄原永遠男氏である。

著者は本書の序「正倉院文書研究の課題」の中で、写経所帳簿への関心が高まった基底には、帳簿分析の可能性への認識、帳簿セットとして把握する必要性の認識、帳簿分析から王権や仏教史、官僚機構・文書論へ発言ができるという予感があり、なかでも『正倉院文書目録』や『正倉院古文書影印集成』によつて帳簿復

原の基礎データが提供された意義が大きいという。そして、原本を調査できない立場からの研究課題として個別写経事業研究と長大帳簿研究の二つを挙げ、更に、現存帳簿群の多様性の検討、写経所の構造と変遷、写経所の位置づけが、写経所文書の全体構造把握の為の課題だという。現在、正倉院文書、特に帳簿類を用いた写経所の実態解明が、著者をはじめ多くの古代史研究者によつて鋭意進められているが、著者も述べる様に、この研究には膨大な正倉院文書の接続の復原と帳簿の分析という基礎作業が必要であり、その為の研究手法・技術の習得や基礎作業に費やすエネルギーが大きい割には特殊で一般化できないというイメージがあるのは否定できない。そこで著者は、写経は職司（皇后宮職・造東大寺司）系統の写経所だけで行われたのではない事に注意を喚起し、これ以外の写経所をも研究対象にしてそれらと比較し、職司系統写経所の写経事業全体の中の位置を検討する事、いわば職司系統写経所の相対化が必要だということ。この課題に沿つた著者の既発表論文を集めたのが本書である。

職司系統写経所の帳簿類である正倉院文書では、内裏や貴族の写経所の活動は僅かに物品や人のやりとりの際にしか姿を現さない。僅かな痕跡から全体を推理するという困難が付き纏う。その困難に立ち向かつてこれだけの業績をあげた著者に、まず深い敬意を払いたい。この意義深い論文集を批評するのは私の能力に余るが、以下私の関心に即して若干の内容紹介と感想を記す。著者の本意と外れている点は予め御寛恕を乞いたい。

さて、本書は次の様な構成をとっている。

第一章 天平六年の聖武天皇発願一切経

第二章 写御書所と奉写御執経所

第三章 内裏における勘経事業

第四章 初期写経所に関する二三の問題

第二部 内裏と圖書寮経

第五章 圖書寮経の構成と展開

第六章 圖書寮一切経の変遷

第七章 鑑真将来経の行方

第三部 藤原氏と写経

第八章 藤原光明子と大般若経書写

第九章 北大家写経所と藤原北夫人発願一切経

第一〇章 光明皇太后と法華寺

第十一章 藤原仲麻呂家における写経事業

まず第I部では、内裏系統の写経所と初期の皇后宮職系統の写経所が取り上げられ、第II部では、圖書寮所蔵の経巻と鑑真将来経が扱われる。更に第III部では、著者が内裏系統の写経機構と共にその重要性を指摘する貴族の宅の写経機関や写経事業の研究として、藤原氏関係の写経が扱われている。但し、著者もいう様に本書には全体から見て稍異質な論文も含まれている。それらは光明子（以下、光明という）関係の写経事業を扱う諸章である。まずは写経司から始まる初期の皇后宮職系統の写経所を扱っている第四章がある。更に晩年の光明皇太后の行動を検討している第一〇章も、その写経事業は東大寺写経所で行われているから、やはり本書の関心からずれている感がする。又第八章も光明関係の写経事業を扱うので、前二者と同性質といえる。従って、これらの光

明関係の論文を別に一括すれば、本書が収める諸論文は以下の様に纏められよう。

一 光明関係の写経事業Ⅰ第四、八、一〇章

二 内裏系統の写経所Ⅰ第I部の残り

三 圖書寮所蔵経Ⅰ第II部

四 藤原氏関係の写経所Ⅰ第III部の残り

二

まず、光明関係の写経所を論じた諸章を取り上げる。そのうち第八章と第四章は東大寺写経所成立前の写経所を扱い、第八章では、正倉院の写経所文書最古の神亀四年（五年の「写経料紙帳」）を分析し、これが立后以前の光明子家での写経組織で作成されたもので、そこに見える主要な写経事業である二度の大般若経書写が神亀四年の光明の出産祈願と神亀五年九月に亡くなった某王菩提の為であったとする。そして、この写経事業は独立の写経機関ではなく光明子家の家政機関の業務として行われたと推測し、写経紙は光明子家以外恐らく内裏から供給されたと見て事業の発願者は聖武ではないかとする。次いで第四章は、東大寺写経所成立前の写経所の変遷を論じる。皇后宮職系統の写経所が写経司↓東院写一切経所↓福寿寺写一切経所↓金光明寺写一切経所↓東大寺写経所と変遷するのは福山敏男が明らかにしたが、著者はそれを精査して以下の様な見解を示す。①写経司は天平十年三月末頃経師所・写経所が発展して成立した。②東院写一切経所は写経司の管轄下に天平十一年七月下番から十二年四月上番まで活動し、写経活動の殆ど全てを担当した。③天平十二年四月下番から十三年

閏三月十一日迄皇后宮職系統の写経所は活動を中断した。④福寿寺写一切経所と福寿寺は区別して考えねばならず、福寿寺写一切経所は十三年閏三月の活動再開に際して福寿寺に皇后宮職管下の写経機関が設置されたものである。⑤金光明寺写一切経所は天平十四年五月末日頃に福寿寺写一切経所が改称したものである。

第一〇章では光明の晩年の仏教事業を扱う。まず彼女の発病を天平宝字四年二月下旬から三月上旬と押さえた上で、それ以前に開始された先一切経の書写を同年正月二十九日に没した藤原北夫人追善の為と推定し、同年正月十一日の宣いによって橘三千代追善と思われる法華経・金剛般若経・理趣経の書写が開始された事と合わせて、この時期に彼女の皇統・系譜意識の高揚があったとする。この意識とは、皇統は藤原氏の女性が出産した天武系の嫡系によって継承されねばならないというものである。著者は更に彼女の皇統・系譜意識の高揚を辿って、天平宝字三年十二月二十六日の正倉院からの出蔵、同年十二月二十三日付の法華寺金版、天平宝字二年の彼女の大病を契機にした「大小王真跡帳」「藤原公真跡屏風帳」の献納と法華寺の総国分尼寺としての整備へと遡り、天平宝字元年の大炊王立太子の頃に顕在化した藤原仲麻呂と彼女との間の皇統意識のズレに辿りつく。

このうち第八章については、長屋王家の家政機関に司や所という下級機関が存在した事が木簡から判明しているので、この写経事業は著者が推測する様な家政機関の業務ではなくその下の専門機関で行われたと見た方がよいと思う。従って、写経紙の供給も光明子家が考えられ、発願者も光明であったかも知れない。とすれば、この写経は光明の私的事業の性格が強くなる。更に、天平

五年頃には開始されていた五月一日経の書写も、願文に「奉為尊者贈正一位太政大臣府君・尊妣贈從一位橘氏太夫人、敬写一切経論及律」とあるから、天平五年の橘三千代の死を受けて両親の追善を目的としており、それと並行して光明が行った橘三千代追善の興福寺西金堂の造営、法隆寺西円堂本尊への施入等と連関していたであろう。この様に、初期の光明の仏教事業は、神亀五年の某王の死去や天平五年の橘三千代の死去を契機とした身内の私的性格の強いものだったのである。更に私は、第一〇章で検討された光明の晩年の仏教事業にもその性格が強いと思う。確かに大炊王立太子によって皇統は藤原氏の女性所生の天武系の嫡系で継承されるという「原則」は崩れ、それは光明の意志に反する事であったろう。但、著者のいう「皇統・系譜意識の高揚」は今一つ具体的ではない。藤原北夫人追善の為の先一切経の書写と橘三千代追善の為の法華経等の書写から「皇統・系譜意識の高揚」をいうのも必ずしも説得的ではない。又それ以外の行為も身内の私的な感が否めない。著者は光明が「仏教による国家の救済に動きだした」というが、法華寺金版の御記文に見えるのも「奉為先帝及先考先妣」という身内の発想であって、例えば聖武の大仏造立詔の「広及法界、為朕知識、遂使同蒙利益、共致菩提」というスケールには及ばない。寧ろ、天平宝字元年の大炊王立太子や翌年の自らの大病と淳仁即位以降は、光明は亡き父母と夫等自らの身の救済を主とした仏教信仰へと傾斜していたのではないか。光明の国政関与のあり方等で議論の余地があるから、それを光明の晩年に顕著な事と断定はできないが、その仏教事業は首尾一貫して私的身内の性格の濃いものであったといえよう。尚、著者は

東大寺への奉納主体について近藤毅大氏の説に従って全て光明と理解しているが、それについては異論もあり（吉川敏子「紫微中台の『居中奉勅』についての考察」『ヒストリア』一六八、二〇〇年）、予断を許さない。

三

第I部の中心となるのは、内裏系統の写経所を検討した第一章である。第一章では天平六年の写経司と天平十三年の写一切経司を取り上げ、両者は一連のもので聖武天皇発願一切経を書写していたと推定し、その写経事業は本経としていた玄昉から借用した経巻を皇后宮職に渡した天平十三年四月には終了していた可能性が高いという。次に第二章と第三章では、写御書所と奉写御経所、奉写一切経司という内裏系統の写経所を考察している。

まず論文発表が早い第三章では、天平宝字六年十二月から神護景雲三年三月にかけて正倉院文書に經典の請求と貸出に関する史料が残る奉写御経所と奉写一切経司を扱う。奉写御経所では天平神護三年二月以降、五月一日経を借用して景雲一切経（以下、景雲経）の勘経が行われたが、それ以前にも勘経の為の目録の請求があり、二つの勘経は一連で、天平宝字六年六月頃に内裏でめられた。經典の請求等は当初は写御書所が、同年十二月に写御書所が奉写御経所に発展した後は奉写御経所が行い、勘経は当初内裏で、天平神護元年三―五月頃には奉写御経所が行う様になった。そして、天平神護三年二月から五月一日経を借用して年内で中心部分の勘経を終え、疏の勘経を含む一切経全体の完成をめざして奉写一切経司が成立したとする。第二章ではこれを受

けて、写御書所と奉写御経所の関係を考察する。写御書所から出向した写経生に関する天平宝字二年と七年の文書に加え、更に天平宝字四、五年と推定できる「写御書所移」を示して、写御書所は天平宝字二年から七年にかけて存続したと見る。又奉写御経所が六年十二月から見えるので両者を別組織とした佐藤長門氏の説に対して、写御書所が奉写御経所と名称変更した後も外部の人間は写御書所という旧名称を使用したと批判し、「御書」とは内裏にあった疏を含む經典の事で写御書所ではこれを本経として景雲経の書写が行われたとする。以上から、写御書所と奉写御経所、奉写一切経司が継起的に設置された内裏系統の写経所で、そこで景雲経の書写と勘経が行われた事が明らかとなったのである。

尚、これらの写経所と天平年間に確認される写一切経司との関係については「正倉院文書と続日本紀」〔古代文書論〕東京大学出版会、二〇〇〇年〕で見解が示された。そこではまず、仁王会に用いる仁王経と仁王経疏の新作が皇后宮職系統の写経所と内裏系統の写経所で分担されていたと解した上で、仁王会が行われた天平元年から宝龜三年まで内裏系の写経所（写一切経所）は継続的に存在していたと推測、更に景雲経の書写を目的として写御書所が設けられて内裏系の写経所は二系統になったが、やがて神護景雲元年八月頃に一本化して奉写一切経司が成立、宝龜四年迄は存続していたとする。著者の一連の研究で、内裏系統の写経所の変遷について一定の見通しが得られた意義は大きい。

四

第Ⅱ部は圖書寮所藏經の考察である。まず第五章では、圖書寮所藏の經卷には寮經と寮一切經の二つがあり、内裏に納められた經典のうち、一部が宮中の内堂に留められ（内堂經）、その他の圖書寮の管理に委ねられたものが寮經であるとする。この寮經が天平勝宝六年三月上旬頃に五月一日經の勘經の為に造東大寺司に移され、その一部は景雲經の勘經の為嶋院に貸し出された。つまり、圖書寮經は五月一日經と景雲經の勘經に用いられたのである。又、鑑真将来經が圖書寮經を構成するという大平聡氏の説を批判し、鑑真将来經と圖書寮經の内訳は一致せず、遣唐使将来經は内堂に留められたらしい事等も指摘した。次に第六章では寮一切經を扱う。寮一切經は天平宝字四年十一月―翌年五月の「所々經勘檢注文」が初見でその後一貫して東大寺写經所にあった。次に藤原豊成所藏經が天平勝宝九年八月四日に藤原豊成から内裏に献上され、翌日東大寺に移され、宝字三年九月には聖證尼の元に移り、更に東大寺をへて造東大寺司へ移動したと述べ、更に兵部卿尊御所一切經が五月一日經やそれ以外の經典を本經として天平十五年頃には書写されていたと指摘、藤原豊成所藏經はこれを中心形成された一切經で寮一切經に相当すると推定した。従つてこの一切經が造東大寺司へ移動したのは天平宝字四、五年という事になる。この二つの論文によつて圖書寮の管理する經典について概要が把握できた訳である。更に第七章では、鑑真将来經が一貫して鑑真の手元に置かれその一部は唐招提寺に移されたと述べる。

尚、第六章で兵部卿一切經の書写に五月一日經が用いられたと

するのは疑問である。著者の解釈は、天平十四年十月二十二日の「関經目錄」（八一―三二―）を「写經所がそこに存在しない經卷を調査して列挙したもの」で、「写經所はこれにもとづいて各經の所在調査を行い、判明した分について返還を要求した」と解し、「写一切經所請經帳」（八一―六五―六）をその請求メモと考へた事に立脚している。そこに見えるのと同じ欠巻状態にある經卷が五月一日經にあるので、兵部卿家に対して五月一日經中の經卷が貸し出されたとするのである。しかし、「関經目錄」はその末尾に「右十六部、並帙巻数不足、仍頭注如前」とある様に、写經所のない經卷ではなく帙巻が欠けている經卷のリストなのであり、著者が引用した「兵」の注記をもつ「摩訶僧祇律四十卷」や「四分律六十卷」も写經所の外にあるからではなく、欠巻や欠帙があるから記載されているのである。又「写一切經所請經帳」はその欠巻を補う借用の為のメモで、ここに見える經卷は写經所から貸し出されて返還を求められているのではなく、五月一日經の欠けた巻・帙を補う為に写經所が借り出そうとした經卷なのである。何故なら、ここに「可請兵部卿宅」と記されている「僧祇律第三帙・十卷」は「関經目錄」に見える「摩訶僧祇律四十卷。欠第三帙」の欠巻部分に他ならないからである。従つて、兵部卿一切經が五月一日經書写に利用されたとはいえても、五月一日經を本經として書写されたとはいえない。

第Ⅲ部の残りは藤原氏関係の写經所を論じる。第九章は北大家写經所を扱う。そこでは天平十一、十二年頃一切經が書写されており、これと関係して皇后宮職の写經司から紫紙や大般若經が送られていた。それは天平十五年八月以前に元興寺に納められた元

興寺北宅一切経であり、且つ藤原北夫人発願一切経に他ならない。この一切経は藤原北夫人の発願で光明の兄の房前の冥福や光明の姉で房前の妻の牟婁女王の福寿を祈るもので、その事もあってこの写経には皇后宮職から援助が与えられていた。又この一切経は各所から本経を集めて書写されていて五月一日経と内容が異なっていたので、五月一日経の書写対象が拡大された時本経として利用される事があった。天平勝宝六年一八歳にかけて北家と藤原夫人家務所は造東大寺司から大量の經典を借りており、それは元興寺北宅一切経の勘経に用いられたという。第一〇章と合わせて光明と北大家、北夫人との密接な関係が窺えて興味深い。

第一章は藤原仲麻呂家の写経事業を扱う。藤原仲麻呂家では天平勝宝元年から天平宝字八年迄東大寺写経所から写経の為に經典を借用していた。この写経の本経は五月一日経で、論の書写から始まり疏に及んだが、宝字八年五月頃から久須麻呂家で大小乗経の書写が始まった。両家の写経は五月一日経を本経とする一切経書写を分担するものであり、仲麻呂家で借用した疏で前山寺（榮山寺）に、久須麻呂家に奉請された経で殖槻寺に送られたものがあつた。著者によれば、仲麻呂家での一切経書写は「東大寺における一切経転読にならぶ法会を私的に挙行し、そのことによつて仏教的権威を身につけ、それを誇示しよう」としたからであるという。結局仲麻呂のこの企ては一切経の完成前における自身の敗北によつて叶わなかつた。一切経の書写は長年月を要する大事業である事を思えば、書写事業それ自体にも意味があつたような気もする。

以上の雑漢とした紹介からも窺える様に、本書所収の各論文の

醍醐味は、写経所文書に点在する関係史料を組み合わせて、内裏系統や貴族の写経所の実態を解明するという、ミステリータッチな史料操作にある。何とぞ読者は、直接本書を手にとつて史料操作の醍醐味を味わい、その当否を判断して頂きたい。

五

山下有美氏の『正倉院文書と写経所の研究』（吉川弘文館、一九九九年）は、正倉院文書の本来の性格を踏まえた写経所研究の現時点での一つの到達点だが、山下氏の研究は著者の研究を多く踏まえている。目についたものを挙げれば以下の様である。

まず光明関係では、第四章の初期写経所の問題がある。山下氏の挙げた論点は多岐に渉るが本書と関係が深いのは次の諸点である。①天平十年の写経司の成立は写経所と経師所の一本化とともに司への昇格である。写経所は天平九年九月には既に活動を開始しており、恐らく天平初年から存在している皇后宮職の写経組織、経師所は天平九年九月に設置された補助的機関である。②写経司の管轄下で東院写一切経所が活動を行っている間も写経司では相当数の外写（五月一日経以外の写経）を行っており、東院写一切経所設置の目的は五月一日経の書写を中断なく行える環境を確保する為である。東院とは平城宮の東院と思われる。③天平十二年四月下番から十三年閏三月十一日までの活動の中断は福寿寺への移転の為の期間である。④福寿寺は天平十年の阿倍内親王立太子と関連がある寺院である。福寿寺写一切経所と福寿寺造物所はともに皇后宮職管下にあつたが互いの関係は不明である。⑤福寿寺写一切経所から金光明寺写一切経所への改称は山房と福寿寺を一

体化した大和国金光明寺の成立に伴うもので、金光明寺写一切経所は金光明寺造物所の管下にあった。この山下氏の見解を踏まえ、今後の議論が期待される。

次いで第一章の内裏系統の写経所を巡る議論がある。山下氏は、写一切経司は天平十九年にも存続しており、当時禅院寺から經典を借用しているので書写は継続していたとし、聖武天皇発願一切経は天平十四年から金光明寺写経所に委託された大官一切経書写の本経として採用されたいが、誤りがある事が発覚したので天平十五年末には大官一切経書写は中断され、十八年から五月一日経を本経として再開されて（先写一切経）、完成後大安寺に収められたという。これに対して著者は「正倉院文書と続日本紀」で、天平十五年に大官一切経書写の本経として聖武天皇発願一切経が貸し出されているのはその頃には書写は終了していたと見るべきであって、天平十八、十九年に写一切経司が經典や目録を借りたのは、天平勝宝元年の詔で命じられた一切経転読講説の為に別的一切経書写に取り掛かったからだと述べた。つまり、先写一切経や後写一切経と同様に理解する訳である。この議論から幾つか問題が派生する。まず華嚴経を本とした一切経転読講説との関係である。先写一切経の前身の大官一切経書写が開始された天平十四年は大仏造営以前だから、華嚴経を本とした一切経転読講説が企画されていたかは微妙である。又山下氏が後写一切経を奉納したとする豊前大神宮寺は一切経転読講説とは一応無関係であり、この奉納は大仏造営の協力関係等から理解した方がよい様に思う。更に天平十四年に大官一切経書写が金光明寺写経所に委託された

事情も問題である。山下氏に従えば、写一切経司で聖武天皇発願一切経書写が継続していたからという事になるが、著者のいう様に天平十五年迄には書写が終わっていたとすると委託の説明が難しくなる。可能性としては著者のいう新たな一切経書写が始まっていた場合があるが、そうすると大官一切経書写と同様に華嚴経を本とした一切経転読講説に関係するかが問題になると思う。

この様に山下氏の研究が著者の研究を踏まえている事からも、山下氏の著書に遅れて本書が刊行されたのは順序が逆な感が拭えない。勿論、二つの著書は恐らく別個に編集が進められたのであり、刊行の順序も偶然の所産であろう。基礎的な作業を積み重ねつつ性急な議論を慎み、包括的な研究をいわば「門下生」に譲られた形になったのは、学問に対する著者の真摯な態度であって、ここでとやかくいう事ではないが、個別研究を踏まえた正倉院文書論や写経所論を本書に望んだのは私一人ではなからう。だが、恐らく著者にとつて本書は単なる中間報告に過ぎないのであろう。ひとつ我々は、個別写経研究等も包括した壮大な奈良朝写経所論いや奈良時代史論を、次なる著作に期待する事としよう。

△付記▽ 第七章で扱われた鑑真将来経については、『続日本紀研究』三三七号掲載予定の別稿で私見を述べた。併せて参照して頂ければ幸いである。

(二〇〇〇年三月刊、鳩書房、四〇五頁、本体八〇〇円)

(関西大学非常勤講師)